

広島県環境影響評価に関する条例施行規則（平成十一年広島県規則第二十六号。以下「規則」という。）第三十八条の規定により読み替えて適用される広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第十四条の規定による環境影響評価準備書の送付を受けたので、規則第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第十五条第一項の規定によって、次のとおり公告する。

平成二十一年十月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 都市計画決定権者の名称

福山市長 羽田 皓

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模並びに都市計画対象事業実施区域

都市計画対象事業の名称	（仮称）福山市汚泥再生処理センター整備事業
都市計画対象事業の種類	し尿処理施設の設置の事業
都市計画対象事業の規模	二〇〇キロリットル（二日当たりの処理能力）
都市計画対象事業実施区域	福山市箕沖町一〇七番地二

三 関係地域の範囲及びその範囲が属する市町

別図に示す太線で囲まれた地域を管轄する福山市

四 環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

1 場所

- (1) 広島県環境県民局環境部環境保全課
- (2) 広島県東部厚生環境事務所福山支所
- (3) 福山市建設局都市部都市計画課
- (4) 福山市経済環境局環境部環境総務課
- (5) 福山市経済環境局環境部環境啓発課（リサイクルプラザ内）

2 期間

平成二十一年十月八日（木）から平成二十一年十一月九日（月）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和二十三年法律第七十八号〕に規定する休日を除く。ただし、前記1(5)にあつては、月曜日を除く。）

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

五 意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見を有する者は、都市計画決定権者に対して意見書を提出することができる。

1 意見書の提出期限

平成二十一年十一月二十四日（火）まで

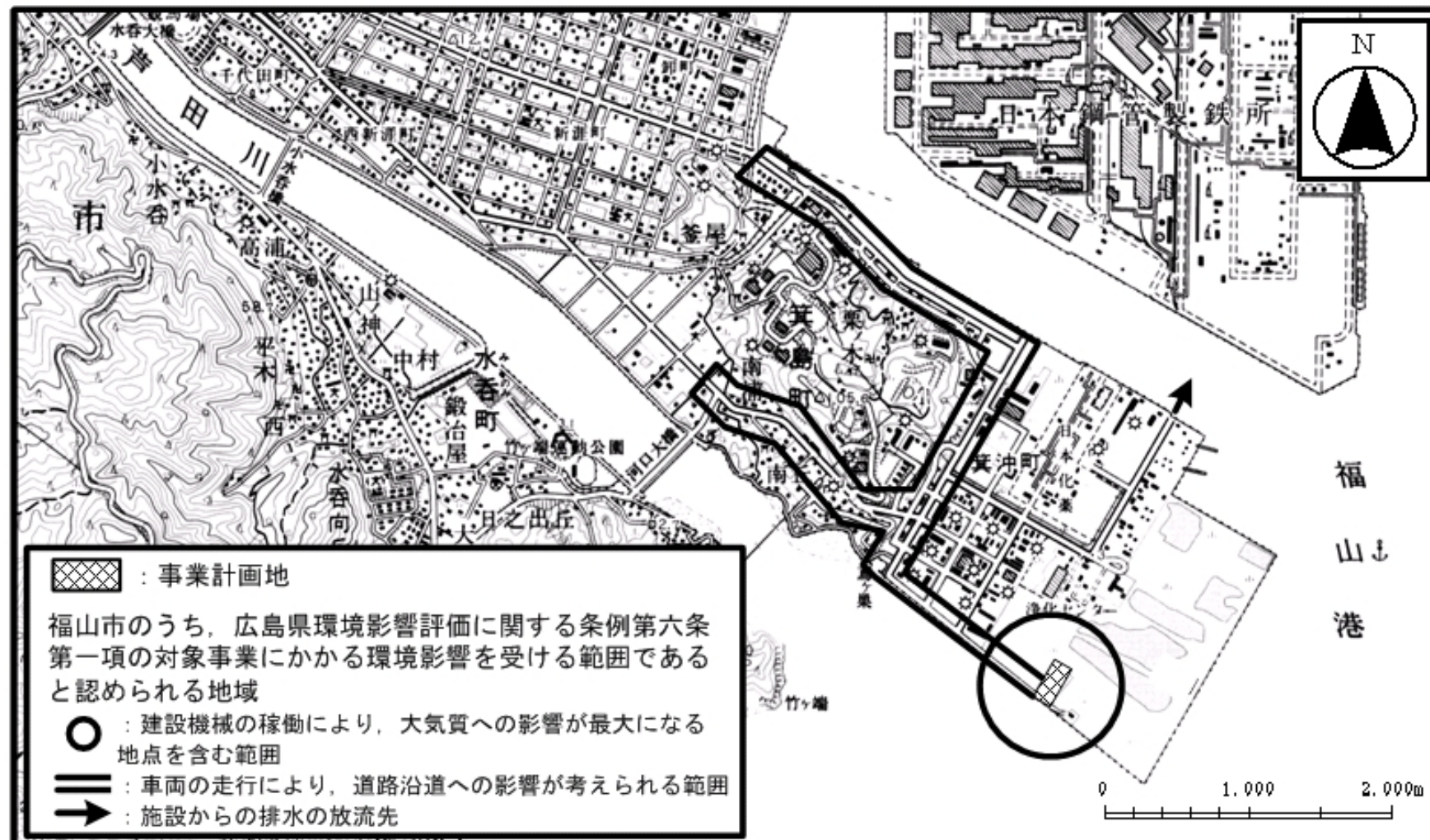
2 意見書の提出先


〒七二〇―八五〇一 広島県福山市東桜町三番五号

福山市建設局都市部都市計画課


3 意見書の記載事項


意見を提出しようとする者の氏名、住所、意見書の提出の対象である環境影響評価準備書に記載された都市計画対象事業の名称、環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由




 : 事業計画地

福山市のうち、広島県環境影響評価に関する条例第六条第一項の対象事業にかかる環境影響を受ける範囲であると認められる地域

 : 建設機械の稼働により、大気質への影響が最大になる地点を含む範囲

 : 車両の走行により、道路沿道への影響が考えられる範囲

 : 施設からの排水の放流先